

「三浦市公共下水道(東部処理区)運営事業」の競争的対話(2回目)に関する議題への本回答

No.	対象書類 (項目)	頁	対象箇所	議題	確認内容	4月13日回答	4月14日以降回答修正
1	募集要項	9	第21(9)ウ	任意事業	募集要項(令和3年12月24日改訂版)において、本事業用地外での任意事業も可能である内容となっております。 事業に係る全ての費用を運営権者又は応募企業、構成員(協力企業を除く)自らの負担で行う独立採算の事業であれば、貴市の政策方針や既存計画に反しないものである前提で自由に提案できるという理解でよろしいでしょうか。例えば、本事業用地外に下水道事業とは関係のない商業施設を出店する、学習塾を開く、といった事業も任意事業として認められることとなりますか。 その場合、昨年11月に提出した任意事業の提案概要書作成時と前提条件が異なりますので、同概要書に記載していない新たな提案も認めていただくようお願い致します。	新たな提案があるものについては、提案を受け付けることとする。実施契約書(案)を以下のとおり修正する。 ただし、本提案については、任意事業提案概要書と同様に、公序良俗に反しないものであるか、市の確認を(事前又は提案時)得ること。 別紙1(54) 「任意事業」とは、本事業用地及び運営権設定対象施設又は本事業用地外において本契約及び法令等を遵守し、運営権設定対象施設の機能を阻害せず、公序良俗に反しない範囲において運営権者又は構成企業が実施する事業の総称をいう。	
2	募集要項	15		利用料金の未納者への対応	利用料金の未納者への対応について、「詳細については実施契約書(案)に示す」とあります。本点については、募集要項への質問No.58、59の回答で「ご指摘の記載箇所は、実施契約書(案)別紙10利用料金收受代行業務委託契約・業務委託契約書を示している」とありますが、この別紙10には未収の利用料金に関する債権回収の方法や、市と協議するとされている債権回収の時期等については記載がないように思われます。これらについてご教示願うと共に、実施契約書(案)への明記をお願いします。 また、募集要項への質問No.62の回答で「給水停止は上下水道部営業課で行っているため、下水道課では発生頻度を把握していない」とありますが、上下水道部営業課への確認が可能であれば過去数年分の実績をご教示下さい。	債権回収の方法は、運営権者によるものとする。なお、現状での債権回収は、訪問により行っている。債権回収の時期については、募集要項別紙5に追記して示す。 実施契約書(案)については、原案のとおりとする。 また、給水停止実績は次のとおりである。 《給水停止実績》 令和元年度:32件 令和2年度:26件	
3	募集要項	16		任意事業用地の補助金返還や地目変更手続きについて	東部浄化センター敷地内の任意事業対象地において任意事業を実施する際に、事業用地の地目変更手続きや補助金返還に伴う手続きが発生した場合、その手続き及び費用は市が実施・負担するものと認識で良いか確認したい。	事業用地の地目変更及び補助金返還に伴う手続きについては、市が実施するが、地目変更及び補助金返還に伴う手続きに係る費用は、運営権者の負担となる。	
4	募集要項	32		SPCの設立	基本協定の締結後、SPCを市内に速やかに設立することとありますが、東部浄化センター管理棟にSPC事務所を設置することは可能でしょうか。 その場合、主たる事業に必要な事象として、場所の賃借料は発生しない理解です。	東部浄化センター管理棟にSPC事務所を設置することは、可能である。また、賃料については、目的外使用に当たるものではないため、発生しない。	
5	要求水準書(案)	10	開示資料 No.234 三浦市公共下水道事業(東部処理区)における業務継続計画[地震災害対策編](案)5.1	訓練計画について	当該項目記載の訓練計画は既に実施実績のあるものか。実績のある訓練については頻度をご教示願いたい。特に、国、県、市と包括維持業務委託者合同で実施されている訓練があれば詳細をご教示いただきたい。	BCPは案であり、庁内決裁の後に訓練を行う予定であるため、計画に記載の訓練は、実績が無い。	
6	要求水準書(案)	10	開示資料 No.234 三浦市公共下水道事業(東部処理区)における業務継続計画[地震災害対策編](案)6.5	災害時における管路の緊急調査について	災害の規模によっては、災害発生後の緊急点検等(特に管路)で県や他自治体、水コン協等の支援が必要な場合が考えられます。その場合の支援要請の判断基準、要請方法や体制、費用負担の考え方についてご教示いただきたい。	費用負担については、実施契約書(案)第54条を参照すること。 支援要請については、開示資料No.243内の「支援要請及び受援体制の整備」及び日本下水道協会が制定した「関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルール」を確認すること。 支援要請についても、実施契約書(案)第54条第1項第1号のA及び第2号のA1については、市の負担であり、第54条第1項第1号のイ及び第2号のイについては、運営権者の負担となる。	
7	要求水準書(案)	10	開示資料 No.243 三浦市公共下水道事業(東部処理区)における業務継続計画[地震災害対策編](案)2.1	災害発生時の代替対応拠点について	市は東部浄化センター会議室に代替対応拠点を置くとの記載があるが、東部浄化センターが津波等の被害を受ける可能性も考えられるため、そのような場合は市役所の一角を事業者の災害対応代替拠点としてお借りすることは可能か。	運営権者が東部浄化センターの代替対応拠点として市役所を使用することについては、災害発生時の状況にもよることなので、協議対象とする。	
8	要求水準書(案) 開示資料 No.243	10	三浦市公共下水道事業(東部処理区)における業務継続計画[地震災害対策編](案)2.8	市の保有資機材について	現在下水道課が管理責任者となっている当該項目の資機材の備蓄品リストについて、災害発生時には事業者で点検・復旧作業等に使用させていただくことは可能か。	備蓄品リストに記載のもののうち、ポンプ3台及び発電機1台については、買い取り対象資産として、当該対価の支払いをもって使用可能となる。	

No.	対象書類 (項目)	頁	対象箇所	議題	確認内容	4月13日回答	4月14日以降回答修正
9	要求水準書(案)	10	開示資料 No.243 三浦市公共下水道事業(東部処理区)における業務継続計画[地震災害対策編](案) 4.1	防災無線について	当該項目に防災無線が整備されているとの記載があるが、災害時の市と東部浄化センターの連絡方法について、現状からの防災無線の貸与がなされているという理解でよいか。また、コンセッション事業開始後も引き続き事業者が当該無線を活用できると理解してよいか。	防災無線の代替としてPHS電話を利用し、東部浄化センターと下水道課の連絡手段としていたが、現在利用できない状態となっているため、IP電話等の整備を検討する。	
10	要求水準書(案)	10	開示資料 No.243 三浦市公共下水道事業(東部処理区)における業務継続計画[地震災害対策編](案)	風水害等対策編について	三浦市の地域防災計画に倣って「風水害等対策編」を策定する計画はあるか。	下水道BCPIについては、水害に関する想定がないため、策定の予定はない。	
11	要求水準書(案)	14		管路施設の点検調査の「実施に当たっては、カメラ付きノズル等にて清掃を行うこととする。」に関する事項について	各種計画支援に係る点検調査項目は補助金を活用しての業務であり、汚泥処分等が発生する清掃工は該当しないと考えております。各種計画支援業務内の点検調査と考えTVカメラ調査時は高圧洗浄車等による洗浄工(管内を高圧洗浄し、洗浄水等を下流へ流す作業で、汚泥処分の発生は無)と考えられます。汚泥処分等を含まない、高圧洗浄車による作業と考えると問題ありませんか。違うのであれば、清掃を行った場合の汚泥処分量の想定量を教えてください。 なお、仮に洗浄であった場合についてですが、スクリーニング調査前の洗浄についても国庫補助でお考えでしょうか。	基本的に、左記、認識のとおりで問題ない。 なお、ストックマネジメントの点検・調査に該当するスクリーニング調査における調査前洗浄については国庫補助の対象としている。	
12	要求水準書(案)	18		処理の工夫について	東部浄化センターでは水質基準を達成するために反応タンクを嫌気槽、好気槽に分ける運転を行っているのでしょうか。	民間事業者の処理方法等の創意工夫により対応している。 具体的な処理については、現地確認等により推定すること。	
13	要求水準書(案) 開示資料 No.228、225	18		流入水質について	東部浄化センターの流入水質(BOD、COD、SS)に関し、水質管理年報(開示資料No.228)の数値と精密試験(開示資料No.225)の数値で大きく異なっていますが、何かしら理由があるのでしょうか。	採水時間が異なるサンプルであるとともに、検査回数異なるものの最大値、最小値、平均値であることから、結果としての統計値との乖離が生じたものである。 三浦市においては水質試験によるものを正值としている。	
14	要求水準書(案)	44		マンホールポンプの計画的な整備実績について	マンホールポンプ及び制御盤について、定例点検や突発対応のほか、計画修繕やオーバーホール等の計画的な整備もこれまで行われていましたでしょうか。もしあれば、設置当初からの履歴を知りたいと思います。 また、表7-1に記載の実施数量や実施頻度については、要求水準書(案)への質問No.213の回答より、事業者にて見直し可能と理解しております。	マンホールポンプ及び制御盤について、計画的なオーバーホールは行っていない。 表7-1のマンホールポンプ巡視点検、機器点検の頻度及び方法については、見直しは可能である。	
15	要求水準書(案)	54		用水設備の用途について	表B1-5 水処理施設一覧に関し、砂ろ過水の用途は既設ブロワへの注水用のみ、と現地調査時(1/19)に伺いました。将来を含め、前述用途以外の砂ろ過水の使用を計画されていますでしょうか。	管理棟・水処理棟・汚泥棟の上水以外の水栓用、ブロワの冷却用、生物脱臭の散水用等に使用している。 現時点で、前述用途以外の砂ろ過水の使用の予定はない。	
16	要求水準書(案)の質問			平成29年9月の大雨による被害について	要求水準書(案)の質問No.100、No.192の回答にて、平成29年9月の大雨による溢水被害の発生実績、及び、処理場の流入ゲートを半開した実績があるとの回答がありました。当該被害及び下水道課・委託業者の対応の詳細についてお聞かせ願いたい。	委託業者の対応についてはゲート操作を行っている。下水道課の対応については、別添する報告書を参照すること。	
17	(計画全般)			計画汚水量設定の考え方	前回の競争的対話で、計画汚水量の設定にあたっては設計指針に準じて設定する趣旨のご回答を頂きました。平成29年度に「コンセッション推進に向けた施設情報整備調査業務」において計画汚水量を検討された後の2019(H31)年度に、計画汚水量の設定方法が設計指針において改定されました。この改定に基づき、計画汚水量は、雨天時浸入水を含まずに設定する考えです。この方針についてご意見等がございましたら教えてください。	要求水準に合致した形での提案であることから、市からの特段の意見等はない。	
18	(改築計画の提案)			第1期改築工事内容の変更	第1回対話の中で第1期改築工事の内容を①社会資本整備総合交付金のメニューの範囲内であること、②上記交付金申請の手続き上影響がないことを条件に変更も可能であると伺いました。それを受け、別添資料に記載の工事の時期変更や、内容変更を考えております。これらについて、上記2つの条件に合致するかどうかご教示ください。	左記、認識のとおりで問題ない。	
19	(改築計画)			No.1-2初沈及び終沈の汚泥掻き寄せユニット 東部	要求水準書、表B4-3の改築計画(参考)では、これらのユニットの計画がありません。計画に入っているNo.1-1のユニットと同様の状態と認識しており、提案の参考とするため、計画されなかった理由をご教示ください。	No.1-1のユニットは移設改築を予定しているが、No.1-2のユニットは本事業期間中においては予定していないため。	

No.	対象書類 (項目)	頁	対象箇所	議題	確認内容	4月13日回答	4月14日以降回答修正
20	(ダウンサイジング について)			雨天時浸入水対策	2月4日にいただいた「三浦市公共下水道(東部処理区)運営事業」の競争的対話(1回目)に関する議題への先行回答の2段落目については、「これまでで東部浄化センターで経験した雨天時浸入水の増加と同程度の事象に対し、現状よりも水処理対応が悪化するような運転池数の減は認められない。」という理解でよろしいでしょうか。	市が想定するダウンサイジングについては、運用実態と合わせて各種改築計画の見直しを可としている。また、過年度の雨天時浸入水の上昇に伴う対応と比較し、一次処理放流等、異例となる措置の発生が、やむを得ない理由もなく有意に増加しないこと。	
21	(各種計画支援)			事業計画等の作成 時期について	計画汚水量の見直し等、事業計画等への反映については、本事業の中で、各種実績等を踏まえ、市と協議を行いながら進める考えです。この考えに基づき、ダウンサイズや改築計画を効率的に実施していくには、早期に事業計画等の見直しを進めていく必要があります。要求水準では、令和9年度以降、5年ごとに申請が予定されていますが、この実施時期の変更は可能でしょうか？また、補足資料13で示すように、計画の予算が見込まれていない第1期(平成6年度)に事業計画の見直しを実施することは、評価上、問題がないか確認させてください。	事業計画の見直し時期については、一定期ごとに見直しが行われるべきものとして、当該期の事業計画の変更を指定したものである。これは別に、運営権者側がより良い事業を展開する上で、早期に見直しが必要であると認められる場合には、定期的な見直しを阻害しない範囲で、事業計画の見直しの時期を変更することを認める。	
22	様式集及び記載 要領 第8 1 様 式18 実施体制 (44頁～45頁)			実施体制について	過去の質問回答において、応募グループ外の企業に委託する場合、実績要件については事業開始後に貴市にて確認するとされております。一方で、提案書様式18(別紙)では明確に実績の記載と証拠書類の添付が求められており、貴市の考え方と様式に求められている記載内容が整合していないと拝察します。貴市ご意向と当グループの方針を踏まえますと、様式18(別紙)に委託先企業の記載を行う場合、あくまでも現時点における想定を参考までにお示しする位置づけと理解しておりますが、その認識で良いか貴市のお考えを確認させてください。また、様式に修正が行われない場合、上記当グループの方針では何も記載できない欄が出てくる可能性もあります。様式の一部が空欄のままでも要求水準未達とはならず、提案として受入れて頂きますでしょうか。あわせて確認させてください。	提案書様式18(別紙)における当該記載については、評価の対象となり得るものではないが、失格要件となり得るものではない。ただし、記載した場合には、評価の対象となり得るものであることから、当該根拠となる資料についてのエビデンスを求めらるものである。また、評価対象となったものは、一定の拘束を生むこととなるので、実施体制の変更等の必要が生じた場合は、その他契約書面の規定とともに、本提案のあった実施体制と同等の体制を代替することが求められることに留意すること。	
23	(附帯提案事業に ついて)			附帯提案事業費と 改築費予定価格と の関係	附帯提案事業にかかる費用(導入設置費)は貴市から提示された「別紙 収支計画案1224.xls」の「主要工事一覧」シート内で附帯提案事業費と主たる事業費とを明確に費用を分けて記載することになっております(様式集及び記載要領への質問回答No.25参照)。附帯提案事業費は主たる事業費と区別するものの、これらを合算したものが貴市設定の予定価格以下でなければ提案として受け入れていただけないという理解でよろしいでしょうか。	左記、認識のとおりで問題ない。	
24	(様式) 別紙 収支計画案			評価額と要求水準 の関係について	貴市から提示された「別紙 収支計画案1224.xls」に関する確認事項です。シート名「改築費削減額」については、改築計画期ごとの予定価格超過判定(31行目)の一つでも「不可」が表示されている場合には、たとえ評価額(40行目)が正数であったとしても、要求水準未達との判断が下されるという理解でよろしいでしょうか。	左記認識のとおりで問題ない。	
25	(様式) 別紙 収支計画案			評価額と要求水準 の関係について	貴市から提示された「別紙 収支計画案1224.xls」に関する確認事項です。シート名「利用料金削減額」については、20行目に各年度の利用料金設定割合を提案することになっています。ある年度において提案する割合を貴市設定値よりも高くなった場合には利用料金削減額(26行目の数値)がマイナスとなります。この場合、たとえ利用料金削減額の現在価値(29行目)が正数であったとしても、要求水準未達との判断が下されるという理解でよろしいでしょうか。	左記認識のとおりで問題ない。	本件については、市が本来回答を予定していた本意とは異なる誤記であるため、以下のとおり回答を改める。 利用料金削減額については、各期の収支健全性の観点から、市が5年単位で設けた利用料金設定割合に応じ難い期も想定される。このことから、必ずしも各期の利用料金削減額が正值であることを必須とするものではなく、要求水準未達と判断されるものではない。但し、利用料金削減額の事業期間計又は現在価値化された評価額がマイナスとなっているものについては、評価の対象としない。 なお、事業期間前期に大きな削減額を設け、後期に大きな負の削減額を設けるなど、現在価値化に伴う評価額を上げるための措置が講じられていると認められる場合は、要求水準未達以前の問題として、本来の公共事業の性質への理解に欠ける不誠実な行為として措置を講ずる。
26	(様式) 別紙 収支計画案			評価額と要求水準 の関係について	貴市から提示された「別紙 収支計画案1224.xls」に関する確認事項です。シート名「各種計画支援費削減額」については、応募者提案額の合計(29行目)が予定価格を超過する場合は評価の対象としなからずとあります。運営期間中に各種計画支援削減額(34行目)がすべてプラスであったとしても、予定価格を超過するような年度が一つでもある場合は、要求水準未達との判断が下されるという理解でよろしいでしょうか。	提案価格については、各年度の提案価格が予定価格以下であることを求めるものではなく、事業期間を通じた合計額が予定価格以下であればよい。このことを踏まえ、各種計画支援削減額シート中の記載について以下の修正を図る。 「本予定価格は、提案額の妥当性を図るために設定した閾値であり、当該予定価格を超過する提案については、評価の対象としない。」の表記については、 「本予定価格は、市が想定する各期費用を明示したものであり、必ずしも各年度に示す価格を下回る提案額であることを求めるものではないが、事業期間計の合計を超過する提案については、評価の対象としない。」に改める。	

No.	対象書類 (項目)	頁	対象箇所	議題	確認内容	4月13日回答	4月14日以降回答修正
27	(様式)別紙 提案書 収支計画案 主要工事一覧			主要工事 工事明細表記方法	シート(9)において、改築工事のユニット名称と施工時期、金額を記入することになりますが、その範囲明細を記入する必要はございませんか。 提案工事ユニット名称に変更がなければ、「業務内容の見直しが無」と自動表示されますが、工事明細が不明である限り、見直しの有無は不明であると思料します。 例えば、「No.2汚泥脱水機ユニット」の工事を提案すれば、貴市の計画にもある工事であるため、「業務内容の見直し無」となりますが、実際には見直しの可能性があります。もともとの計画では長寿命化×2回/20年ですが、更新×1回に置き換えること、さらには更新範囲を補機までを含むことが検討可能です。この場合、工事ユニット名は変わりませんが、工事内容は大幅に変わります。金額も大きく変化します。	ユニット名の変更等はないが、業務内容の大幅な見直しがある場合は、当該工事名の後にカッコ書きにて業務内容の見直しがあることを示すこと。 例：●●ユニット(業務内容見直し有) なお、必要に応じ行の挿入などを行い細目(ユニット以下)の追記を妨げるものではないが、関係するリンク等の構成が壊れないように、適宜、対応すること。 また、ストック台帳に示すユニット以下(大・中・小分類、名称、形式、仕様)を変更する場合は、必要に応じ別途該当箇所が分かるように市から提案者へ資料の提出を求めることとする。	
28	実施契約書(案)	4	第11条第1項	運営権設定対象施設の瑕疵に関する責任等	「実施契約書(案)」に関する質問への回答「No. 14」の回答で、「本事業用地について瑕疵が発見された場合…実施契約書(案)第11条第3項が準用されるものとする。」とご回答頂きましたが、運営権者における調査及び診断が困難であるか否かにかかわらず、本事業用地の瑕疵並びに当該瑕疵に起因する運営権者の増加費用及び損害は、全て貴市でご負担頂けますでしょうか。	引渡し時において状況が不明確かつ本事業開始後に運営権者における日常点検・巡視で発見可能な場合を除き、合理的な増加費用及び損害については、市が負担する。 なお、本記載は、事業用地の調査及び診断をするものではなく、対象施設の改築・維持管理・増築を行う中での本事業用地の巡視範囲において、表面的で確認が容易な瑕疵については除外される点を明確にするため、調査及び診断の容易性を含めて基準としたものであることから、記載は原案のままとする。	
29	実施契約書(案)	20~21	第42条、43条	市による改築に係る業務に要する費用の支払	貴市から運営権者への改築業務に係る費用の支払条件は、実施契約書(案)第42条、43条に規定されていますが、三浦市工事請負契約約款(上下水道)第34条(以下、約款と表記。)とは異なる支払条件との理解です。常に運営権者による立替払いが必要になると、運営権者に資金調達に伴う追加コストが発生し、事業収支を悪化させるおそれがあります。そこで、三浦市工事請負契約約款第34条に定める前払金の仕組みの活用も認めて頂けますようお願いいたします。具体的には、第43条の後に、第43条の2として、以下の三浦市工事請負契約約款第34条の内容を追加する想定です。また、参考までに、約款に基づく前払金・中間払金の過年度の支払実績を各工事の規模別にご教示ください。 (参考：三浦市工事請負契約約款の抜粋) 第34条 受注者は、発注者が前払金をすることとした場合において、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証事業法第2条第5項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払を発注者に請求することができる。 第2項 受注者は、第1項の規定による前払金の支払を受けた後、保証事業会社と中間前払金に関する保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の2以内の中間前払金の支払を発注者に請求することができる。	市が発注者となり直接請負契約を締結するものではないことから、市が運営権者に代わり前払金を支払うことを可能とする根拠法令等を欠くものとなるため、原案のとおりとする。 参考として、工事請負契約約款における前払金制度及び令和2年度の各工事等における契約額と前払金の支払実績額を次のとおり示す。 《前払金制度》 以下のURLから三浦市ホームページを確認すること。 http://www.city.miura.kanagawa.jp/keiyaku-kensa/chuukanmaekinbarai.html 《令和2年度支払実績額》①: 契約額 ②: 前払金 【管きよ】 ・雨水管更新工事: ①7,866,100円②2,455,000円※変更契約有 ・枝線整備工事: ①14,923,700円②5,962,000円※変更契約有 ・マンホール蓋交換工事1: ①15,810,300円②5,416,400円※変更契約有 ・マンホール蓋交換工事2: ①14,872,000円②5,300,000円※変更契約有 【処理場】 ・改築工事(土木・建築)詳細設計: ①24,178,000円②7,253,000円 【ポンプ場】 ・自家発電機等更新工事詳細設計: ①4,639,800円②1,320,000円 ・改築工事(土木・建築)詳細設計: ①5,225,000円②1,567,000円	
30	実施契約書(案)	22	第46条第4項	使用料等及び利用料金設定割合の改定	第1回競争的対話でのご相談によれば、市全域の人口の減少幅が2%未満であったとしても、東部処理区域の人口の減少幅が顕著な場合には、東部処理区域の人口の減少に係る運営権者からの合理的な説明を前提として、臨時改定を行って頂ける理解です。そこで、実施契約書(案)第46条第4項1号に以下の文言を追記して頂けますでしょうか(下線部が変更箇所)。 「(1)当該時点が属する年の直近の国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」における人口推計値と市全域の人口の実績値との間に2%以上乖離が生じ、又は当該人口推計値を基準として合理的に算出される東部処理区域内の人口推計値と東部処理区域内の人口実績値との間に実質的に2%以上乖離が生じていると合理的に認められ、当該乖離に起因して更に継続的な運営権者の収入が増減することが予想される場合」	原案のとおりとする。 なお、東部処理区域内の人口推計値と東部処理区域内の人口実績値との間に実質的に2%以上乖離が生じているものと、合理的な根拠により客観的に認められる場合も、臨時的に利用料金設定割合の改定について協議を行うことができることを想定している。	
31	実施契約書(案)	23	第46条第6項	使用料等及び利用料金設定割合の改定	第1回競争的対話でのご相談によれば、運営権者が合理的な理由をもって「社会経済情勢等の事業環境の変化」が生じていると判断する場合、貴市が第46条6項に基づく協議の申入れを行うよう、運営権者から貴市に対して申し入れることは可能であり、それに対して、貴市は不合理に拒絶されない理解です。念のため、かかる理解で宜しいことをご確認ください。	基本的には、お見込みのとおりであるが、運営権者の申し入れが自動的に市からの申し入れにつながるものではない。 「市が、下水道事業全体の公益上の改定の必要性を判断する際に、運営権者側からの合理的な根拠に基づく客観的な説明を考慮要素とすることを不合理に妨げるものではない。」と認識していただければよいかと思われる。	

No.	対象書類 (項目)	頁	対象箇所	議題	確認内容	4月13日回答	4月14日以降回答修正
32	実施契約書(案)	23	第46条第6項	使用料等及び利用料金設定割合の改定	上記No. 2の確認内容を踏まえ、実施契約書(案)第46条第6項に、以下の文言を追加して頂けませんか(下線部が変更箇所)。 「…市は、利用料金設定割合の改定について運営権者に協議を申し入れることができる。この場合において、2ヶ月以内に当該協議が合意に至らなかった場合には、市の決定に従って利用料金設定割合が改定されるものとする。なお、運営権者から、社会経済情勢等の事業環境の変更に伴い、利用料金設定割合の改定の必要性が生じている旨の申入れがあった場合には、市は、改定の必要性について誠実に検討した上で、本項に定める利用料金設定割合の改定について運営権者に協議を申し入れるものとする。」	特段の追記の必要性が認められないため、原案のとおりとする。	
33	実施契約書(案)	23	第46条第6項	使用料等及び利用料金設定割合の改定	「社会経済情勢等の事業環境の変化」が認められる場合において、当該変化が貴市にとって不利な方向での変化(換言すれば、利用料金を増額する方向での変化)である場合であっても、貴市は、不合理に利用料金設定割合の改定の申入れを拒否、拒絶又は留保されない理解でよろしいでしょうか。	「社会経済情勢等の事業環境の変化」が利用料金を増額する方向での変化である場合であっても、それが下水道事業全体の公益上、利用料金設定割合の改定の必要性を生じさせるものではない。貴市は、不合理に協議の申入れを拒否するものではない。	
34	実施契約書(案)	24	第49条	流入水量又は流入水質の変動	第1回競争的対話でのご相談によれば、流入水量の著しい増加が生じた場合に、運営権者として要求水準を上採りうるべき措置を講じている限り、発生した増加費用は、貴市の負担とすることを前提に、その負担方法について協議することとなる理解です。念のため、かかる理解で宜しいことをご確認ください。	左記、認識のとおりで問題ない。	
35	実施契約書(案)	26	第54条第1項	不可抗力による増加費用及び損害の扱い	第54条第1項に従えば、運営権者負担となる、不可抗力に起因する施設の修繕費や逸失利益が生じた場合であっても、実施契約書(案)第46条第6項に基づき、利用料金設定割合の改定協議を行って頂ける理解でよろしいでしょうか。	ご指摘の事情が、下水道事業全体の公益上、利用料金設定割合の改定の必要性を生じさせるものであるときは、市は、不合理に協議の申入れを拒否するものではない。	
36	実施契約書(案)	27	第56条第3項	第三者に及ぼした損害	「実施契約書(案)」に関する質問への回答No. 205で、「市の責めに帰すべき事由により生じたもの」との文言との関係でご回答がなされておりますが、第56条第3項では「要求水準に従って本事業を行っても避けることが出来ないもの」については、貴市の帰責性にかかわらず、貴市が責任を負うとされています。したがって、以下の損害等は貴市の負担となることを確認させていただきます。 ・管路の溢水や破損による噴出等に起因する近隣住民補償などの第三者損害 ・道路陥没に起因する近隣住民補償や道路の修繕・復旧費用	ご指摘の損害等が、「運営権者において要求水準に従って本事業を行っても避けることが出来ないもの」である場合は、左記、認識のとおりで問題ない。	
37	実施契約書(案)	32	第67条第2項2号	合意延長	実施契約書(案)第67条第2項2号は、「市の責めに帰すべき事由による…事業の内容の変更により、本事業が中断又は遅延した場合」を合意延長事由として挙げています。もともと、主たる事業の内容に変更は生じていないものの、貴市の責めに帰すべき事由によって本事業が中断又は遅延することも十分に想定されると存じます。そこで、実施契約書(案)第67条第2項2号を、以下のとおり修正して頂けませんか(下線部分に変更箇所)。 「市の責めに帰すべき事由による主たる事業若しくは附帯提案事業の内容の変更その他の市の責めに帰すべき事由により、本事業が中断又は遅延した場合」 なお、上記は、宮城県上下水一体官民連携事業(https://www.pref.miyagi.jp/site/miyagigata/keiyaku-teiketu.html)で採用された文言とほぼ同様です。	実施契約書(案)を以下のとおり修正する。 (第67条第2項2号) 市の責めに帰すべき事由により、本事業が中断又は遅延した場合 なお、原案の「市の責めに帰すべき事由による主たる事業若しくは附帯提案事業の内容の変更により本事業が中断又は遅延した場合」は、修正後の「市の責めに帰すべき事由により、本事業が中断又は遅延した場合」に包含されるものである。	

No.	対象書類 (項目)	頁	対象箇所	議題	確認内容	4月13日回答	4月14日以降回答修正
38	実施契約書(案)	43	第91条第2項及び第3項	新技術の導入	<p>常に無償・無期限の許諾を必要としますと、例えばある株主が一般に有償で提供しているライセンスをSPCに有償で使用許諾し、定期的にSPCからライセンスフィーを徴収している場合にも、次期運営権者に対して無償かつ無期限でライセンスを供与しなければならないこととなります。このような帰結は、事業会社として許容できるものではなく、結果として、新技術の導入に消極的となり、効率的な事業運営に悪影響を与えると考えています。</p> <p>そこで、貴市のご意向も汲みつつ、折衷的な案として、宮城県上地下水一体官民連携事業 (https://www.pref.miyagijp/site/miyagigata/keiyaku-teiketu.html)で採用された文言を参考として以下の文言に変更して頂けますようお願いいたします(下線部が変更箇所)。なお、基本協定書第5条第2項第0号及び株主誓約書第7項につき同様です。</p> <p>「運営権者は、第三者(運営権者の株主を含むが、これに限られない。)が知的財産権を有する知的財産権対象技術を主たる事業又は附帯提案事業に導入した場合、当該第三者をして、市及び市の指定する者に対し、本契約終了後における運営権設定対象施設の運営のための当該導入技術の利用を、無償で許諾させなければならない。期限についてもできる限り市及び市の指定する者の希望に沿うように最大限努力しなければならない。ただし、本契約終了日において運営権者が当該第三者に対して当該導入技術の利用に係る対価の支払義務を負っている場合で、当該対価の支払が当該導入技術の利用期間に応じて定期的に行われていたものである場合には、有償(市が合理的と認める範囲に限るものとし、かつ、合理的な理由のない限り運営権者が負担していた金額を上限とする。)で許諾させることで足りる。また、当該第三者が運営権者の株主以外の第三者である場合には、運営権者は、当該第三者をして、当該導入技術の利用を無償(ただし、市が別途認める場合は有償)かつ無期限で許諾させるよう最大限努力することとする。」</p>	<p>実施契約書(案)を以下のとおり修正する。なお、新技術の導入にあたっては、運営権者と市とで、事前に(導入前に)、事業期間終了後の扱いについて協議を行うこととする。(第91条第2項)</p> <p>運営権者は、自己が知的財産権を有する知的財産権対象技術を主たる事業又は附帯提案事業に導入した場合、市及び市の指定する者に対し、本契約終了後における運営権設定対象施設の運営のための当該導入技術の利用を、無償かつ無期限で許諾したものとみなす。ただし、市が有償とすることを認めた場合はこの限りでない。</p> <p>(第91条第3項)</p> <p>運営権者は、第三者(運営権者の株主を含むが、これに限られない。)が知的財産権を有する知的財産権対象技術を主たる事業又は附帯提案事業に導入した場合、当該第三者をして、市及び市の指定する者に対し、本契約終了後における運営権設定対象施設の運営のための当該導入技術の利用を、無償(ただし、市が別途認める場合は有償)かつ無期限で許諾させなければならない。ただし、当該第三者が運営権者の株主以外の第三者である場合には、運営権者は、当該第三者をして、当該導入技術の利用を無償(ただし、市が別途認める場合は有償)かつ無期限で許諾させるよう最大限努力することとする。</p> <p>基本協定書を以下のとおり修正する。(第5条第2項第6号)</p> <p>本普通株主は、自らが保有する著作権、特許権、実用新案権、意匠権、営業秘密の権利、商標権その他一切の知的財産権の対象となっている技術等がSPCにより主たる事業(実施契約に定める定義による。)又は附帯提案事業に導入された場合、市及び市の指定する者に対し、実施契約終了後における運営権設定対象施設の運営のための当該導入技術の利用を、無償かつ無期限で許諾する。ただし、市が有償とすることを認めた場合はこの限りでない。また、本普通株主は、当該利用許諾に関して市又は市の指定する者から協力を求められた場合、必要な協力をすることとする。</p> <p>(株主誓約書)</p> <p>7 当社は、自らが保有する著作権、特許権、実用新案権、意匠権、営業秘密の権利、商標権その他一切の知的財産権の対象となっている技術等がSPCにより主たる事業又は附帯提案事業に導入された場合、市及び市の指定する者に対し、実施契約終了後における運営権設定対象施設の運営のための当該導入技術の利用を、無償かつ無期限で許諾すること。ただし、市が有償とすることを認めた場合はこの限りでない。また、当該利用許諾に関して市又は市の指定する者から協力を求められた場合、必要な協力をすることとする。</p>	
39	実施契約書(案)	別紙2-1	主たる事業の承継等の対象・方法	運営権者譲渡対象資産について	<p>実施契約書(案)に関する質問への回答No.268において、「別途、運営権者譲渡対象資産リストを開示する。」とありますが、いつまでに開示予定でしょうか、提案書審査書類(事業収支計画)に織り込む必要があるので、早々の開示を希望致します。</p>	<p>開示資料No.242に、令和5年4月時点の帳簿価額の想定を追加する。</p>	
40	(処理場建物内の事務所利用)			処理場建物内の事務所賃料等	<p>SPCが本事業を運営するために、運営権設定対象施設内に事務所を設置することは運営権の効果として当然に許容される理解であり、当該事務所の設置について、別途賃料等は発生しない理解です。念のため、かかる理解で宜しいかご確認ください。</p>	<p>左記、認識のとおりで問題ない。</p>	